



	不当な差別的取扱い	障がいのある人への合理的配慮の提供
国・地方公共団体	× 禁止	合理的配慮を行わなければいけません。
民間事業者	× 禁止	合理的配慮を行わなければいけません。 (改正前は努力義務)

令和 3 (2021) 年 5 月、障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。施行日は公布の日 (令和 3 (2021) 年 6 月 4 日) から起算して 3 年を超えない範囲で政令で定める日とされています。

たとえばこんな合理的配慮



車椅子等を使用している人のためにスロープを付けて段差をなくす。



視覚障がいがある人に対して書類の内容を読み上げながら説明する。

合理的配慮の事例について、詳しく知りたい方は「合理的配慮サーチ」(内閣府の公式 Web サイト) をご覧ください。

合理的配慮サーチ

必要な配慮は障がいを持つ人やその時々
の場面によって異なります。
合理的配慮のために必要な工夫ややり方
を、障がいを持つ人と一緒に話し合いなが
ら考えていきましょう。

障害者差別解消法改正法 Q&A

Q.対象となる障がいのある人は？

A.障害者手帳の有無にかかわらず身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）その他心身に障がいがある人で、障がいや社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。障がい児も含まれます。

Q.「民間事業者」とは？

A.会社やお店はもちろんのこと、同じサービス等を繰り返し継続する意思をもって行う人たちのことを言い、ボランティア活動をするグループ等も、「民間事業者」に入ります。

Q.「社会的障壁」とは？

A.障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで困難や妨げとなっているものことや原因のことで、大きく4つに分けられます。

- ①物理的（利用しづらい施設や設備等）
- ②制度的（障がいを理由に取得できない資格等）
- ③慣習（障がいのある人の参加を考慮していない行事等）
- ④意識（障がいのある人への偏見等）

Q.「合理的配慮の提供」とは？

A.障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で出会う困りごとや障壁を取り除くため周囲の人や行政、民間事業者等が無理のない範囲で行うべき支援や調整のことを言います。

※負担が重すぎるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのかを説明し、別の方法を提案することを含め話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

地域づくり委員会の窓口一覧

北海道では、「北海道障がい者条例」に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（「地域づくり委員会」）を設置して、日常生活での暮らしづらさに関する相談に応じています。

地域づくり委員会の窓口	電話	FAX
空知総合振興局社会福祉課	0126-20-0111	0126-25-6759
石狩振興局社会福祉課	011-204-5861	011-232-1090
後志総合振興局社会福祉課	0136-23-1938	0136-22-5846
胆振総合振興局社会福祉課	0143-24-0782	0143-22-5285
日高振興局社会福祉課	0146-22-9478	0146-22-7712
渡島総合振興局社会福祉課	0138-47-9537	0138-47-9225
檜山振興局社会福祉課	0139-52-6651	0139-52-3010
上川総合振興局社会福祉課	0166-46-5982	0166-46-5203
留萌振興局社会福祉課	0164-42-8317	0164-42-4715
宗谷総合振興局社会福祉課	0162-33-2573	0162-33-2628
オホーツク総合振興局社会福祉課	0152-41-0691	0152-45-0494
十勝総合振興局社会福祉課	0155-26-9251	0155-27-2188
釧路総合振興局社会福祉課	0154-43-9255	0154-41-2235
根室振興局社会福祉課	0153-24-5459	0153-23-6176

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

電話：011-204-5277 FAX：011-232-5068 メール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp